

平成 23 年 12 月 6 日

門真市議会議員
戸田 久和 様

生涯学習部長
柴田 昌彦

謝 罪 文

門真市議会第2回定例会におきまして、指定管理者や民間委託業者の選定にあたっては、就業規則とともに具体的金額がわかる給与規定の提出を求めることが指摘され再確認されたところであります。

その認識を元に、今回、門真市立青少年運動広場・テニスコートの指定管理者選定において公募・選定を進めてまいりましたが、申請の一部団体について具体的な金額が欠如していたこと、選定委員会の議事録への記載についてなど、ご指摘どおり反省すべき点がありました。

このことは、部の責任者といたしまして、部内における徹底した周知とともに、申請団体に対しての明確な通達が徹底されなかった結果であると重く受け止めております。

生涯学習部においては、多くの公共施設を有し、指定管理者制度導入施設も多いことから、今回の反省点を繰り返さないために失敗事例集に掲載することで表し、今後の遵守と選定委員会の改善に、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、ご指摘のうち回答のご要望がありました点については、別紙のとおり、ご回答申し上げます。

<別 紙>

会議録の「総評」部分がないというご指摘に対して回答いたします。

Q

どういう理由で「選定審議の一部の記録を残さない」判断をしたのか？
選定委員会内部ではどういう議論がされたのか？
議論しなかったのか？
「記録に残さない」という判断は正しいのか。正しいという根拠は？

A

選定委員会は、第一次審査（書類審査）と第二次審査（プレゼンテーション）の2回、開催日をわけて実施いたしました。まず、第一次審査で採点・集計して得点の高い上位の3団体を選定し、第二次審査での採点を合計した総合得点で、候補者を選定いたしました。

ご指摘のありました第二次審査では、平等性を保つため8項目をもとに、5人の委員が各団体に同一の質問と書類で確認できなかった質問をもとに、プレゼンテーション・質疑応答を行い、終了後に事務局による採点作業に入りました。事務局が集計に入る際に、委員長に「休憩としてそのままお席で待機願いたい。録音を中断する」旨、委員長を通じて全委員に伝えていただいたというのが経緯であり、その間は約10分間でありました。

中断中は、第二次審査では、質問項目も統一したため比較評価がやりやすく、審査が比較的スムーズにできたことで、第一次審査の確認もできたとのことを各委員が印象として述べられ、それを踏まえて、第一次審査の終了時点で、今回の候補者となった団体が、指定管理者公募の対象施設についての調査や認識が高く提案がすぐれていたことなど選定された団体の評価が高く、その点が論議の中心となりました。

率直な意見交換が損なわれ、審議・調査が著しく阻害されて会議の目的が達成されない恐れがある場合は非公開できることとなっておりますが、前述の部分は、非公開を前提にしたものでも、ご指摘の「記録に残さない」というような隠蔽が目的でもなく、事務局の採点作業中の休憩という形の中で意見交換がされました。集計が終了し、最終結果の表が配布されましたが、その時点で結果を全委員が承服したこととなってしまう、さらに協議して、総評という形で残らないこととなりました。

このことは、意図的に隠蔽目的をしたものではないものの、情報の公開ということに照らしますと、妥当なものではなく反省点として考えており、改めてまいりたいと考えております。